

< 青建会報原稿 >

法人県民税について

法人県民税法人税割の税率の特例措置の適用期限が延長されました。

本県では、法人県民税法人税割の税率を5.8%とする特例措置を講じていますが、この特例措置の適用期限が、次のように5年延長されました。

改正前	改正後
平成23年3月31日までに終了する事業年度分について適用	平成28年3月31日までに終了する事業年度分について適用

特例税率が適用される法人の範囲は、従来と同様、次のとおりです。

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税額が年1,000万円を超える法人等
保険業法に規定する相互会社
清算中の法人、特定目的会社、投資法人、法人課税信託の信託資産等

なお、特例税率の適用対象法人に該当しない場合の法人税割の税率は、5%です。

< 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告 >

県では、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について、インターネットによる電子申告の受付をしています。詳しくはエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧ください。

なお、次の期間、エルタックス(電子申告)に関するサービスがご利用できません。

停止期間：平成22年11月18日(木)～11月25日(木)

ご利用の皆様には、大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。